

**大阪市告示第1854号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立住之江会館について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第20条前段の規定に基づき公告する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市立住之江会館

2 指定管理者

大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社ハウスビルシステム

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（住之江区役所協働まちづくり課）